

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	C120-市HPの「第51回衆議院議員総選挙の開票結果の誤記の訂正(落選⇒当選)が必要…他」について	<p>1) 標題について、2月8日に選挙が行われ、2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、小選挙区(大阪府第7区)の立候補者の、〇〇氏と〇〇氏の2名が“落選”の表記がされていますが比例代表で“当選”をされており、重大なミス。⇒直ちに訂正されたし。※お二人に対して大変、失礼と思います。 ⇒添付画像。C120-衆院選挙。開票結果誤り。吹田市-2月12日。部分</p> <p>⇒添付画像。C120-衆院選挙。大阪7区の候補者の当落結果</p> <p>2) 2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、投票総数、有効投票数、無効投票数、持帰り票数、不受理票数などの記載がありません。また欄外の“得票率”についての説明文は、無用と思います。 ・他市のHPには、記載されていますので、吹田市も速やかに記載をお願いいたします。⇒選挙人の関心事項と考えます。 ⇒添付画像。C120-衆院選。開票結果、豊中市。2月9日 ⇒添付画像。C120-知事選。開票結果、池田市。2月9日</p> <p>3) 吹田市の開票結果は、2月12日に市HPにが掲載がされていますが、掲載日が遅いです。豊中市を含めて殆どの行政は、2月9日に市HPに掲載されています。加えて、市HP(Top頁)の新着情報に掲載がされていない事から、市民には、周知が出来ているとは、思えません。 ⇒添付画像。C120-新着情報【開票結果】池田市他 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>御意見① (回答) 御意見を頂戴いたしております小選挙区(大阪府第7区)の当落欄の結果につきましては、小選挙区(大阪府第7区)の結果を表示いたしているものでございますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>御意見② (回答) 本市ホームページへの記事掲載にあたりましては、御覧になる皆様に解り易いものとなるよう努めているところでございます。 今後も引き続き頂戴いたしました御意見や他市の掲載記事も参考にしながら、より解り易い記事となるよう図ってまいりますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	選挙管理委員会事務局	R8.2.13	R8.3.2
2	学びの多様化学校に関する意見	<p>豊中市は、「学びの多様化学校」を令和9年に設置予定です。 吹田市も「学びの多様化学校」を早期に設置できるよう、検討して下さい。</p>	<p>本市におきましても、学校に通いづらい児童・生徒が孤立・孤独を感じることなく安心して過ごせる多様な居場所の確保は必要であると考えており、「学びの多様化学校」もその検討課題の一つとして他市の動向を注視しておりますが、現時点では、不登校児童・生徒支援施設である教育支援教室「あるくの森」において、市内小・中学校と連携した支援充実に注力しております。 引き続き、「あるくの森」を中心に市内公共施設と連携した支援やメタバース空間を活用した支援など市独自の支援体制を構築し、多様な居場所、学びの場の確保に努めてまいります。</p>	学校教育室	R8.2.18	R8.3.2

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	救急搬送時に置く駐車場及び個人情報取り扱いに関する提言	<p>【内容】</p> <p>吹田市政および消防行政の日々の尽力に敬意を表しつつ、現場運用における重大な欠陥と、市民が被っている実害について改善を強く求めます。</p> <p>先日、深夜12時30分過ぎ、自宅前での激しい振動と騒音により睡眠を妨げられました。確認したところ、救急車が停車しており、そのアイドリングと機材稼働の音は舗装工事さながらの状態でした。結果として、一度中断された睡眠を回復させるのにその後3時間を要し、翌日の生活に甚大な支障をきたしました。</p> <p>本件における最大の問題は、以下の2点に集約されます。</p> <p>1. 非常事態における「駐車場所」と「責任」の所在</p> <p>救急車が要請元の自宅前ではなく、無関係な他人の家の前に停車し、長時間にわたり騒音・振動を撒き散らす運用は、近隣住民に対する不当な権利侵害です。救急車を要請する側は、一刻を争う緊急事態である以上、自邸前に救急車を停車させ、周囲に事態を明示する「覚悟」を持つべきです。自身のプライバシーや世間体を優先し、他者の安眠を犠牲にしてまで駐車場所をずらすような身勝手な振る舞いを、行政が容認している現状は極めて不条理です。</p> <p>2. 形式的な「個人情報保護」による弊害</p> <p>現場の隊員は、停車理由や要請元を尋ねても「個人情報」を理由に一切の説明を拒みました。しかし、非常事態において、誰が救急車を呼んだかという事実を隠蔽しようとするのは、かえって無関係な隣人に「あそこの家が呼んだのではないか」という謂れのない誤解を与え、名誉を傷つける結果を招きます。命に関わる現場において、形式的な個人情報保護を優先し、実害を被っている周辺住民への説明責任を放棄する規定は、議論が浅く、非常事態に対処しきれないと言わざるを得ません。</p> <p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 救急車停車位置は「原則として要請元の自宅前」とすることを規定し、要請者にその覚悟を促す運用に改めること。</li> <li>* 近隣住民に多大な影響(騒音・振動・誤解等)を与えている場合、形式的な個人情報保護を盾にせず、必要な事実説明を行う柔軟な運用を検討すること。</li> </ul> <p>後藤市長におかれましては、机上の空論ではない、現場のリアルな摩擦と市民の苦痛に即した市政・規則の再整備を強く要望いたします。本件に対する市としての見解と、今後の改善策について明確な回答を求めます。</p>	<p>救急車の停車位置に関して</p> <p>救急車の停車位置につきましては、「患者の安全確保」「隊員の動線」「周辺交通の安全」を総合的に判断し、現場の救急隊長が最適と判断した位置に停車する運用となっております。しかしながら、深夜帯の騒音。振動による安眠障害、明らかに要請場所と異なる位置への停車による近隣への負担といった市民の方の生活への影響について、十分な配慮が行き届かない場合があることは、私どもも課題として認識させていただきました。</p> <p>停車位置を「原則として要請元前」にすることについては、救急活動の安全性を損なわない範囲で、可能な限り要請元の近接地点に停車する活動とし、やむを得ず離れた場所に停車する場合でも、近隣への迷惑が最小限となる停車方法や状況に応じて幹線道路へ移動さすなど、市民の皆様にご理解いただける活動に努めます。</p>	警防救急室	R8.2.24	R8.3.2
4	公民館での飲食	<p>公民館で飲食NGと言われました。</p> <p>市民が集う場で、いろんな生涯学習のための公共施設だと思うのですが、合間に軽食や茶菓子、飲み物などは一般感覚的に良いのではと思うのですが。</p> <p>感染対策で禁止という感じもしないです。他の市民が行けるコミュニティセンター等ではOKのところもあるようです。</p> <p>もちろんゴミ持ち帰りは必須ですし、万が一汚したら弁償が良いと思います。</p>	<p>コミュニティセンターと異なり、公民館は社会教育法に基づき、地域の学習拠点として設置しています。社会教育施設である公民館は、文化祭の模擬店、主催講座、グループ活動による調理実習等を除き、飲食を目的とした利用については禁止しており、原則飲食禁止となっております。ただし、水分補給を目的とした飲み物については、持ち込み可となっております。御理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	まなびの支援課	R8.2.17	R8.3.3

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	C125。市HPの「SAF製造工場見学バスツアー実施」について提言。	<p>1) 標題について、環境政策室は、2月21日に市HPに掲載されていますが、堺市のコスモ石油堺製油所へのバスツアーなのに、集合場所、集合時間の記載がありません。開催時間が午前8時30分からの記載されており、早朝の集合時間となります。</p> <p>2) タイトルに(SAF)の簡単な補足説明があると分かり易いです。</p> <p>3) 午後1時30分までの予定になっていますが、昼食はどのようになっていますか。集合場所への帰着予定時間の記載もあれば…</p> <p>4) (SAF)についての市民の認知度は、まだ低いと思われるので、サイト内に説明文のリンクがあれば分かり易いです。</p> <p>5) 参加は、先着順ですか or 多数の場合は、抽選ですか。</p>	<p>1) について 御指摘いただいたとおり集合場所、集合時間についてホームページに記載いたしました。</p> <p>2) について SAFについての関連情報のページリンクを掲載いたしました。</p> <p>3) について 昼食の時間は設けておりませんが、バス内での飲食は可能です。出たごみは各自お持ち帰りいただくようお願いする予定です。ホームページにもその旨、記載いたしました。</p> <p>4) について 「SAF製造工場見学バスツアー」ページ内に、「SUITA Fry to Fly Project」「家庭で使った使用済み油の回収について」ページリンクを掲載いたしました。</p> <p>5) について 申し込み多数の場合、吹田市内在住、在勤、在学の方を優先して抽選いたします。ホームページにもその旨、記載いたしました。</p>	環境政策室	R8.2.27	R8.3.3

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会11	<p>「改善」が、どのように担保され、検証可能となるのか、という質問に対する市の回答は、以下の点で不十分です。</p> <p>&gt;1 次期障がい者計画・障がい者支援プラン策定に向けた地域自立支援協議会全体会議と障がい者施策推進専門分科会との連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画というものが何なのか不明</li> <li>・ホームページやパンフ作成などは過去と同じ水準</li> <li>・「意見・提案を行う」「進捗について議論をする」とあるが、それは従来の部会でやらなければいけないこと</li> <li>→ これは「改善」ではなく「組織再配置＋名称変更」に過ぎません。</li> </ul> <p>&gt;2 地域自立支援協議会全体会議と当事者会、専門部会等が一体となって議論を進める取組</p> <p>&gt;これまでの行政からの報告主体の会議ではなく これは事実誤認です。従来も各部会が報告しており、行政からの報告主体ではありませんでした。ただ、それが実行に結びついていませんでした。 → 過去を過度に劣化させて描写し、相対的に未来を良く見せるが、元の状態に戻っているだけという手法です。</p> <p>&gt;互いに情報を共有し、活発に議論が進む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成功条件が定義されていない</li> <li>・失敗しても反証不能</li> <li>→ 抽象的で何も担保されていません。</li> </ul> <p>――</p> <p>そして、非常に重要で、かつ不誠実な記述が以下です。</p> <p>&gt;〇〇様と本市とで見解の相違があることから、〇〇様のおっしゃる改善を担保するものでない</p> <p>今まで改善を約束していたのに、突然、私のいう「改善」と市のいう「改善」は違う、つまり「改善を保証しない」と言い出しました。これは今までの議論をすべて無効化する発言です。 これにより、市には地域自立支援協議会を改善する意志がないことがはっきりしました。</p> <p><b>【質問】</b> 私のいう「改善」と市のいう「改善」がどう異なり、どう相違するのか、具体的にご説明ください。</p>	<p>令和7年6月以降の〇〇様からの地域自立支援協議会に関する御質問に対し、市からは、</p> <p>1 従前は計画の策定プロセスにおいて、『自立支援協議会全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということ、十分に行うことができていなかった」とは考えていますが、それがすなわち「会議が機能していなかった」とは思っていないこと</p> <p>2 次期計画策定時には、地域自立支援協議会として検討を重ねた課題を専門分科会に伝えられるよう、現在、両会議体の連携について試行錯誤を重ねながら取り組んでいるところと繰り返し御説明させていただいております。</p> <p>また、2の「両会議体の連携について試行錯誤を重ねながら取り組んでいるところ」について、その取組の現段階の進捗は、市公式ウェブサイトに掲載している資料にて確認可能であることもお伝えしております。</p> <p>〇〇様からは、「(上記)市の回答は、回答になっていない」と御指摘を受けております。 〇〇様の求めておられる「改善」と、市がお示しできる「改善」は異なっていることを認識しておりますが、〇〇様からの御質問や御要望に対し、現状、市が回答、御説明できる新たな内容はなく、遺憾には存じますが令和8年1月9日付けの9回目の回答でも「これ以上の回答はいたしかねます。」とお伝えさせていただきました。</p> <p>市には改善に取り組む意志がないとのご意見につきましては、そういった誤解を受けることのないよう、引き続き地域自立支援協議会のよりよい会議運営や、成果の見える化にも取り組んでまいります。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R8.2.17	R8.3.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	図書館の自動貸出機の「閉じる」ボタンについて 2	<p>2月20日に頂いた回答についてお尋ねします。</p> <p>&gt;利用者自身で手続きを完了したことを確認していただくための画面となり、</p> <p>&gt;今回の更新についても仕様の変更はございません。</p> <p>この回答は「市民の声」2022年3月分の40の</p> <p>&gt;自動貸出機の仕様のため、変更は難しいですが、今後の参考として御意見を賜ります。</p> <p>と異なります。</p> <p>・なぜ回答が変わったのか</p> <p>・どちらの回答が正しいのか</p> <p>お教えてください。</p> <p>&gt;ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>回答が変わっているのに理解することはできません。矛盾した文言を押しつけないでください。</p> <p>「市民の声」で書いたように、「貸し出し終了」といった文字を2,3秒表示する、あるいは初期画面に戻れば手続きを完了したことは確認できます(スーパーの自動レジはそうになっています)が、なぜそれでは駄目なのかお教えてください。</p> <p>前の利用者が「閉じる」ボタンを押さずに立ち去ったとき、後の利用者が「閉じる」ボタンを押さねばならない事態が起きていますが、この問題にどう対処するのかお教えてください。</p> <p>また、</p> <p>メールの件名が「回答)お問合せ受付」では、どの問い合わせに対する回答かわかりません。</p> <p>メールの名前も「toiawase@lib.suita.osaka.jp」では、送り元がどこかわかりません。</p> <p>これらは以前にも市役所に指摘していますし、標準的なビジネススキルです。</p> <p>ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>※No8778と合わせて回答。</p> <p>2月20日に頂戴いたしました「図書館の自動貸出機の「閉じる」ボタンについて 2」「図書館のウェブサイトなどについて 2」につきまして、当市の回答といたしましては、前回、御回答申し上げましたとおりでございます。今回、お寄せいただきました内容につきましては、御意見として承ります。</p>	中央図書館	R8.2.20	R8.3.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	図書館のウェブサイトなどについて 2	<p>「市民の声」2022年3月分の40「図書館のウェブサイトなどについて」への回答についてお聞きします。</p> <p>=====</p> <p>■ 姓 名 の 間 に ス ペ ー ス を 挟 む と 検 索 で き な い 件</p> <p>=====</p> <p>&gt; 検索結果が多くなるため、文字数が1字の場合は完全一致での検索設定を行っております。著者の姓名が1文字の場合は、スペースを空けずに続けて入力し検索をしてください。</p> <p>この仕様には以下の問題があると考えます。</p> <p>1. 利用者の入力行動と整合していないこと 一般的に、日本語の姓名は「姓+スペース+名」で入力することが自然です。実際、「赤川 次郎」はスペースありで検索可能であり、同一画面上で動作が統一されていません。</p> <p>2. 利用者に追加的な判断を強いること 検索時に「この著者の名は1文字かどうか」を利用者が事前に判断しなければならない設計になっていますが、ほとんどの利用者はそれを知らない筈です。 これは検索システム側が吸収すべき差異であり、利用者に識別負担を課す設計は合理的とは言えません。</p> <p>3. 一貫性の欠如 同じ姓名検索にもかかわらず、「赤川 次郎」は検索可能で「井上 靖」は検索不可という挙動は、利用者から見ると不具合に見えます。</p>	<p>※No.8777と合わせて回答。 2月20日に頂戴いたしました「図書館の自動貸出機の「閉じる」ボタンについて 2」「図書館のウェブサイトなどについて 2」につきまして、当市の回答といたしましては、前回、御回答申し上げたとおりでございます。今回、お寄せいただきました内容につきましては、御意見として承ります。</p>	中央図書館	R8.2.20	R8.3.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>「仕様である」という説明は、利用者体験上の不自然さを解消する理由にはなりません。</p> <p>4. 設計の過剰制御          そもそも「井上 靖」は1字ではありません。市の説明は「靖」一文字で検索した場合であり、「井上 靖」で検索した場合の説明になっていません。          つまり現在は、複数の文字の中に“一文字のものが一つでもあれば”完全一致にしています。しかし「井上」と「靖」で検索すれば検索結果は多くならないのですから、完全一致にする必要はありません。</p> <p>検索システムは、利用者の入力揺れを許容する方向で設計されるのが一般的です。少なくとも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・姓名間のスペース有無を吸収する</li> <li>・1文字名の場合も部分一致を許容する</li> </ul> <p>といった処理は可能ではないでしょうか。</p> <p>=====</p> <p>■検索画面から「図書館ホーム」をクリックしたときだけ新しいタブが開く</p> <p>=====</p> <p>&gt;蔵書検索画面から図書館のホームページトップに戻る場合、わかりやすいように新しいページを立ち上げる設定にしております。</p> <p>とありましたが、現在は新しいタブが開かないようになっていました。前回の回答によれば、これは「わかりにくい」のではないのでしょうか。そもそも何が「わかりやすい」のか不明です。なぜ変更したのか、ご説明ください。</p>				



令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	北千里駅前のロータリーで駐車している車を取り締まってください。	北千里駅前のロータリー(花壇側)に駐車している乗用車を取り締まって欲しいです。バスやタクシーの走行を阻害しています。 2026年3月3日の21:45頃、バス停に停まっている乗用車がいる、バスがクラクションを鳴らしてもすぐには動かず、遅れて到着しました。	平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。 当該道路の路上駐車取締りにつきましては交通規制を所管する吹田警察署に情報を提供してまいります。	総務交通室	R8.3.4	R8.3.5
10	高齢者へのギフトカードの送付について	私自身が高齢者に属する立場で言います。 物価対策として高齢者にギフトカードをあげるのであれば、子育て世帯にあげてください。 吹田の未来を担う人々です。 彼らが吹田を愛し、良い生活を過ごすことができれば、しいては少子化を防ぐことにも繋がり、やがては高齢者の福祉を担う担い手になるのです。 どんどん少子化が進む中では、今の高齢者以上に今の税金を払っている現役世代は手厚い福祉を受けられません。 若い世代を犠牲にして年寄り世代がいい思いをするのは間違っています。 私たち高齢者は我慢してでも、若者世代が苦しまずにすむようにすべきと思います。	子育て世帯におきましては、国の支援策として物価高対応子育て応援手当を子ども1人につき2万円の支給を行います。さらに本市独自の取組として、子ども1人につき1万円の追加支給を行う予定です。また、小学校給食費の無償化などの取組を実施予定としております。	企画財政室	R8.3.2	R8.3.6
11	パナソニックスタジアム吹田でのイベントについて	パナソニックスタジアム吹田から、ガンバ大阪アカデミー 青翔寮の前を経由し、千里丘あおば通りを抜け、吹田徳洲会病院を経由して帰路に就く観客の動線で、「レスタージュ千里万博公園前の横断歩道」及び「吹田徳洲会病院前の道路と千里丘あおば通りが交わる三叉交差点」での観客の多さで、車両が大渋滞を起こしています。要因としては、横断歩道を観客が途切れることなくわたり続ける事や、三叉交差点でも信号があるにもかかわらず、歩行者信号を守らない観客、或いは車道を横切る観客もいて、非常に危険で、人身事故が起こる可能性が非常に高いです。 パナソニックスタジアム吹田でのイベント終了後の観客の帰路時の警備員による誘導を開催者へ強く要望していただきたい。	このたびは、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 試合終了後におけるスタジアム周辺の混雑および観客の歩行マナーにつきましては、現在ガンバ大阪が吹田警察と連携し、可能な範囲で誘導・交通整理を実施しているところですが、頂きました御意見をガンバ大阪へも共有させていただき、会場内の大型ビジョンやアナウンス等、お帰りの際のマナー遵守について更なる周知徹底を要望してまいります。	文化スポーツ推進室	R8.3.2	R8.3.6

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	高齢者支援における家族との分離措置について3	<p>高齢者支援における家族との分離措置について3</p> <p>-----</p> <p>前回のご回答を前提に整理いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者本人の自由意思及び同意に基づいて、行政指導による支援が実施される</li> <li>・その結果として家族と物理的・継続的に別居する状態が生じる</li> <li>・高齢者本人が、家族に対して自身の意思を伝えることを希望しない</li> </ul> <p>以上の条件が揃った場合についてお尋ねします。</p> <p>【質問1】市の正当性について                      高齢者と別居することになった家族は、当該別居が高齢者本人の自由意思に基づくものであるという市役所の説明が真実であることを確認する術がありません。                      市もその説明が真実であることを証明する術を持たないこととなります。                      「本人の自由な判断に委ねられる」とのことですが、客観的に見たとき、その「本人の自由な判断」が存在しているかが不明な状態になります。                      この正当性の不透明さは家族にとっても市にとっても大きな問題だと考えられますが、市としてはこの問題を解消する必要はあるとお考えでしょうか。解消するための具体的な施策は行われていますでしょうか。</p> <p>【質問2】第9条2項の分離措置ではない理由                      高齢者に対して別居の手続きをし、家族との連絡を遮断するのは、高齢者虐待防止法第6条の「相談、指導及び助言」を超えており、実質的に第9条2項の「分離措置」に相当するのではないのでしょうか。</p>	<p>御質問4につきましては、令和6年度において、市が高齢者虐待と判断した57件のうち、高齢者またはその家族が別居等を選択された件数は12件となっております。</p> <p>高齢者虐待には複数の課題が重なり合って発生している場合も多く、御質問1・2・3につきましては、実際には様々な要因によって市の対応が変わってくるため、一般論として一概にお答えできる内容には限界がございます。</p> <p>そのため、これ以上の回答につきましては控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、御自身の御親族に関して、実際に御質問のような事情が発生し、お困りのようでしたら市への御相談も御検討ください。</p>	高齢福祉室	R8.2.24	R8.3.10

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>市は「本人の自由意思及び同意」に基づくから第6条に基づくと述べていますが、第6条と第9条2項に本人の意思については記されていません。つまり本人の意思があることは第6条に基づく根拠にはなりません。</p> <p>それほど深刻な事態であるなら、なぜ第9条2項の分離措置の手続きを踏まないのか、ご説明ください。</p> <p>【質問3】民事介入の恐れ これは実質的に「親族関係の断絶」という民事上の結果であり、民事不介入に反しないでしょうか。 本来、個人の権利(親族関係)に変動を及ぼす事柄は、司法(裁判所)の関与や、本人の代理人たる弁護士等が担うべき領域ではないでしょうか。 市が民事介入とも取れる行為をする法的根拠をお示しください。</p> <p>【質問4】統計情報の開示 過去1年間において、第6条を根拠とし、行政指導として家族との分離(居場所の秘匿等)を行った事例となった事例の件数をご教示ください。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	図書館の説明責任不履行の件	<p>1月9日以降に発生した図書館システムのレスポンス遅延について、年末年始に実施されたシステム改修が何らかの要因となった可能性があると考え、原因および再発防止策の説明を図書館に求めました。</p> <p>しかし、図書館からは「復旧しているため回答の必要はない」との回答のみで、復旧に至るまでのプロセス、原因分析の有無、再発防止策の検討状況について一切の説明がありませんでした。</p> <p>公共サービスの障害に関する説明責任は行政の基本的義務であり、市民として正当な説明を求める権利があります。「復旧したから説明しない」という対応は、説明責任を果たしているとは言えず、行政運営上の問題と考えています。</p> <p>つきましては、本件は図書館単独の判断ではなく、市としての行政運営上の問題と考えております。</p> <p>そのため、図書館に丸投げするのではなく、市としての責任ある立場から、以下の点についてどの部門がどのように対応するのかを明確にしたうえで、市としての公式な見解をご回答願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害原因および再発防止策を利用者に開示しないと判断した理由</li> <li>・障害の原因</li> <li>・再発防止策</li> <li>・上記に関する市としての確認・監督状況</li> </ul> <p>また、中央図書館職員が原因および再発防止策について「今は言えない」と述べた件は、将来的には回答可能となることを前提とした発言と解されますが、図書館からは全く回答がありませんので、市としての見解を伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ、どの段階で回答可能となるのか</li> <li>・回答可能となるために必要な市としての手続きや確認事項は何か</li> </ul> <p>なお、2月3日に図書館へ上記の問い合わせを行いました。3週間を経過した現在も図書館からは一切の連絡がなく、市民サービスを軽視しています。</p> <p>図書館の対応そのものが、市民への説明責任を果たしていないことは明らかですので、市として、図書館並びに地域教育部に対する指導・監督を含めた対応方針を示したうえで、市としての前述した質問に対する回答期限を設定し、その期限をメールでご連絡いただければ幸いです。</p> <p>本件は単なる図書館サービスの問題ではなく、市としての説明責任および市民対応の適正性に関わる問題と認識しています。</p>	<p>1月9日及び1月10日に図書館にいただいた3件の問合せにつきましては、1月22日に送信した回答メールの内容のとおりです。システム更新に係る休館明けに図書館ホームページへのアクセスを多くいただき、ホームページが見られない等のご不便をおかけいたしました。申し訳ありませんでした。</p>	中央図書館	R8.2.25	R8.3.10

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	C124。市HPの「ウクライナ人道危機救援金を受け付け」について提言。	<p>1) 標題について、福祉総務室は、2月18日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒市民に周知が出来ているとは、思えません。 ⇒添付画像。C124-ウクライナ人道危機救援金のサイト。新着情報。吹田市 ⇒添付画像。C124-ウクライナ義援金。民間企業の受付の画像。</p> <p>2) 受付期間が令和9年(2027年)3月31日(水曜)までとなっていますが、日本赤十字社のHPには、「必ず受付期間までにご入金いただきますようお願い致します」の記載。 ⇒吹田市の窓口受付日が3月31日の場合、集計ならびに銀行振込手続きの日数が必要であり、締め切り日に間に合いません。窓口受付の場合の締め切り日の記載が枚方市のように必要。 ⇒添付画像。C124-日本赤十字社のHP。必ず受付期間までに入金を ⇒添付画像。C124-ウクライナ人道危機救援金のサイト。枚方市のHP</p> <p>3) 窓口での受付の項で、今回は、“福祉総務室”の1か所のみです。以前は市役所正面玄関受付、福祉総務室、千里出張所、山田出張所、千里丘出張所に募金箱を設置されていました。 ⇒吹田市は、募金箱の設置場所を以前のように増設されませんかでしょうか。受付時間の記載も必要。※枚方市は、6か所に設置。 ※ロシアによるウクライナ侵攻が昨日(24日)で4年を迎える中、TVやネットで高市総理をはじめ多くの報道がされ、今日の朝刊にもウクライナの記事が掲載。加えて、大相撲春場所(大阪)は、3月8日から始まります。初場所で優勝されたウクライナ出身の“安青錦”が注目されると思われまますので、募金箱を以前のようにされませんかでしょうか。欲を言えば枚方市のように社会福祉協議会(総合福祉会館)にも設置されませんかでしょうか。</p> <p>4) 領収書の発行についての記載がありません。寄付金控除を受けたい方のために必要と思います。</p> <p>5) “救援金詐欺にご注意を”の項を設けて特殊被害の未然防止が必要。 ※吹田市の特殊被害件数は、2025年10月末時点で、既に2024年の件数を超えています。</p> <p>6) 吹田市で受付をされましたこれまでの寄付の合計金額を教えてください。 ※吹田市議会議長に供覧を願います。 吹田市議会議長名で、2022年3月2日、ロシア連邦大統領宛てにロシアへのウクライナ軍事侵攻に対する抗議文を送付されています。 ※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1) について ウクライナ人道危機救援金の受付に関する市ホームページにつきましては、受付期間延長のため、令和8年2月18日に更新いたしました。継続して救援金の募集を行うものであるため、トップページには掲載いたしませんでしたが、この度の御提言をいただき受付期間を延長する際には新着更新情報に掲載いたします。</p> <p>2) について 受付した救援金の日本赤十字社への送金期日については、日本赤十字社の受付終了日とは別に設定されております。本市の受付期間につきましては、送金期日に間に合うよう設定しております。</p> <p>3) について 募金箱の設置につきましては、他の義援金等の受付状況等を踏まえ判断しており、今年度は台風や大雨等により多数の災害に対する義援金受付を行ったことから、ウクライナ人道危機救援金の募金箱を回収いたしました。現時点では、他の義援金の受付終了が見込まれる状況となっておりますことから、再度の設置を行う予定です。また、再設置の際には、以前の設置場所に加え、総合福祉会館にも設置いたします。</p> <p>4) について 受領証の発行について記載いたします。</p> <p>5) について 救援金詐欺の注意喚起について記載いたします。</p> <p>6) について 吹田市で受付したウクライナ人道危機救援金は、令和8年2月末現在で459,828円でございます。</p>	福祉総務室	R8.2.25	R8.3.11

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	保育所に入れない	夫婦フルタイム共働きでも保育所に申し込んだが入れない 点数制度や保育所の配備に問題があるのではないか	保育所等の利用調整については国からの通知により利用申込のあった利用希望者ごとに指数(優先順位)をつけて高い指数の方から順に利用をあっせんすることとなっております。本市で定める指数の基準について、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。 なお、保育所の配備につきましては従前より〇〇様にご回答させていただいておりますので改めての回答は差し控えさせていただきます。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	保育幼稚園室	R8.3.2	R8.3.11
16	コミュニティセンターのイベントについて	今年から千里山コミュニティセンターにスマホやパソコンでお困りの相談を受けるボランティアを開始しましたが、センターにおけるチラシだけだと応募者が全く集まらないので、センターの職員に千里山コミュニティセンターホームページに今月どのようなイベントが開催されるかを掲載できませんか?というお願いしたところ、出来ないと言われてしまいました。 コロナ禍以降外出者も減りコミュニティセンターでチラシを見る機会が少なくなっているため、せめてイベントがホームページに掲載して頂くことはできないでしょうか? ネット社会、IT化と言われている昨今旧態依然としたチラシだけでは地域の活性化は乏しくなる一方だと感じています。 よろしく早期に対応していただけますようよろしくお願いいたします	施設の管理運営につきましては、指定管理者に委託しており、千里山コミュニティセンターのホームページは指定管理者である千里山コミュニティ協議会が独自に作成・運用されていますので、直接施設にご相談願います。	市民自治推進室	R8.2.27	R8.3.12
17	確定申告の方法について	本日確定申告の為、大和大学に行きました。スマホによる手続きを推奨していたのでトライしました。その際、マイナカードの電子署名暗証番号6文字、パスワード4文字が必要でした。その途中で暗証番号6文字がどうしても入りません。一旦自宅に帰り控えのメモを持って再入場トライするも入りません。スタッフさんに尋ねても知らないとのこと。市役所の対策課に電話をしてもこちらが間違っているのことで取り合わず。結局、スマホを使用せずパソコンで対応しました。まず、こちらは平日にわざわざ会社にシフト変更してもらい会場に行っている。あたかもこちらの失敗のようにコンビニに行って暗証番号の再設定をしてこいだのおかしいのではないのでしょうか?パソコンのシステムエラーはなかったのでしょうか?結局、市役所だけが正しい、公務員だけが正しいという相変わらずの殿様商売ですね。何十年経っても変わっていません。この件に付いて必ず説明をお願いします。	問い合わせ内容についての確認を行い、個人番号カード暗証番号再設定についてご案内するとともに、苦情の内容が確定申告会場(大和大学)でのことであったため、税務署へ問い合わせいただくようご案内しました。	市民課、(市民税課)	R8.3.4	R8.3.13

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	市民課での事務処理について	<p>最近、常に住みたい街の上位に位置づけられるなど、吹田市の魅力の向上に尽力しておられる職員の皆さんの努力に対し感謝いたします。</p> <p>ところで、先日気になることがありました。 先日(3月10日)、用があり戸籍謄本をコンビニエンスストアで取ろうとしたところ、現在発行できない旨の画面表示が出て、市に問い合わせてくださいとのことでした。 市民課に問い合わせたところ、職員の方が丁寧に対応してくださり、理由については理解できました。</p> <p>具体的には、娘が2月8日に他市へ婚姻届を提出したのですが、その決裁が滞っておりロックがかかった状態で発行できないということでした。早急に決裁処理をするので、明日には発行できるようになっています。とのことでしたが、よく考えてみると、事務処理が終わるまでに1月近くもかかるものなのではないでしょうか？</p> <p>翌日、コンビニエンスストアで無事発行することができましたが、そこに「通知を受けた日」という欄があり、2月13日となっていました。この日付が何を意味するのかはわかりませんが、もし、受理をされた役所からの吹田市への通知であれば、1月近くの間は何をされていたのでしょうか？</p> <p>役所同士で色々な手続きがあるのはわかりますが、1ヶ月近くもかかるのは少し業務怠慢ではないでしょうか？また、私が連絡しなければもっと遅くなったかも知れませんよね。 業務効率の改善をお願いします。</p>	<p>この度は御迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。〇〇様の戸籍につきましては、対応した職員の説明のとおり、お子様が他市に提出された婚姻届の処理が完了していなかったため、証明書が発行できなかったものです。</p> <p>戸籍に記載の「通知を受けた日」は、受理した役所から吹田市役所に届書のデータが届いた日付のことであり、御指摘のとおり、吹田市での処理に1か月近くかかったこととなります。</p> <p>戸籍の記載処理につきましては、複数の職員で内容を確認しつつ慎重に進めるよう国から指導されており、吹田市では1～2週間以内に処理を完了することとしておりますが、システム障害の影響や、68年ぶりの最強吉日という3月5日に多数提出された婚姻届関連の対応などにより、結果として処理が全体的に大幅に遅れてしまったことから、〇〇様にも御迷惑をおかけする事態に及んでしまいました。今後につきましては、処理体制や優先順位の見直しなどを含め、再発防止に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	市民課	R8.3.11	R8.3.16

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	C126-市HP「令和7年度吹田市一斉合同防災訓練」について提言	<p>標題について、3月2日に新着情報に掲載されていますが、サイトを開くと、1月18日に実施済み。冒頭に「終了しました」のメッセージが記載されていました。</p> <p>1)“終了”の案内ならば、タイトルの末尾に“終了”の語句を付記されるべきと思います。クリックされた方は「何これっ！」って思われます。吹田市の業務処理レベルが問われます。また来年度にも実施をされると思いますが、スルーされる懸念が…。</p> <p>⇒添付画像。C126-市HP「吹田市一斉合同防災訓練」新着、サイト</p> <p>2)訓練の想定として、上町断層帯を震源とした…の記述がありますが、上町断層帯の位置図を市Hpで検索しましたが見当たりません。</p> <p>⇒吹田市民に関わる、「上町断層帯、有馬高槻断層帯、生駒断層帯」の位置図をHpに掲載願います。</p> <p>⇒添付画像。C126-市HP「吹田市一斉合同防災訓練」上町断層帯を想定</p> <p>3)サイト内に、訓練当日は大学入学共通テストの実施日のため、以下の施設に設置された屋外拡声器からは放送は行いません…の記述があり、リストに“安威川流域下水道岸部ポンプ場”が有りますが、屋外拡声器設置場所の設置図には、見当たりません。</p> <p>⇒速やかに記載をされますように。</p> <p>⇒添付画像。C126-市HP「吹田市一斉合同防災訓練」屋外拡声器から放送しません。</p> <p>※市議会の財政総務常任委員会委員長ならびに広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 御指摘いただいた点、参考にさせていただきます。</p> <p>2)について それぞれの断層帯を震源とした地震による震度分布等の被害想定をホームページに掲載しております。どの地域で、どの程度の震度が想定されているかを知っていただくことが重要と考えます。 (参考)吹田市地震被害想定(概要版) (PDF 15.0 MB) <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017901/1004223.html">https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017901/1004223.html</a></p> <p>3)について “安威川流域下水道岸部ポンプ場”は、屋外拡声器設置場所の設置図内の「②岸部ポンプ場」を指しております。いただいた御意見は参考にさせていただきます、次年度名称を統一して記載します。</p>	危機管理室	R8.3.3	R8.3.17
20	公園のゴミ	<p>千里丘つなぐ遊園のゴミが気になります。</p> <p>ベンチの周りが特に多い、食べた容器をそのまま捨てている模様。草むらの中にゴミを投げ込んでいる人が多い。公園のゴミ箱はいつ回収されているのか、常に満杯です。ゴミを捨てないように対策を希望します。</p>	<p>千里丘つなぐ遊園のゴミの状況を現地確認し、清掃を実施しました。ゴミの回収は週に1回月曜日に実施しておりますが、ゴミの量が多いことは認識しております。現在、市内の公園のゴミ箱は、家庭ゴミの持ち込み、不審火、カラスの増加等の問題もあるため、ゴミの持ち帰りを推進し、ゴミ箱は撤去していく方向で考えております。</p> <p>千里丘つなぐ遊園につきましては、利用者に対するポイ捨て禁止とゴミの持ち帰りを啓発する看板の設置を実施するとともに、引き続き状況を注視して、ゴミ箱の運用方法や清掃方法について検討してまいります。</p>	公園みどり室	R8.3.9	R8.3.17

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	C125-2。市HPの「SAF製造工場見学バスツアー実施」について提言	<p>標題について、2月27日に投稿。3月3日に回答を頂きましたが、疑問および提言。</p> <p>1)市HPに3月2日に掲載をされていますが、内容が大幅に更新(集合場所、集合時刻、行程、当日の服装、注意事項他の追記)がされているのに、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒市民に周知が出来ているとは、思えません。 ⇒添付画像。C125-2。「SAF製造工場見学」新着情報_3月2日に無し ⇒添付画像。C125-2。「SAF製造工場見学」HP更新の前・後</p> <p>2)前回投稿の「タイトルに(SAF)の簡単な補足説明があると分かり易いです。」…について改善されていません。(SAF)についての市民の認知度は、まだ低いと思われます。 ⇒[仮案]:「使用済み食用油から航空燃料(SAF)製造工場見学バスツアー実施」</p> <p>3)開催場所:コスモ石油堺製油所(堺市)の項に、コスモ石油堺製油所のリンクを貼られたら。工場の位置図・航空地図で事前学習ができます。 ⇒添付画像。C125-2。コスモ石油。航空写真・地図 ⇒添付画像。C125-2。「SAF製造工場見学」コスモ石油の紹介のリンク元</p> <p>4)【当日の流れ】の工場見学の項に内訳(オリエンテーション・工場見学・質疑応答)を追記されたら、見学のイメージができます。</p> <p>5)募集人数の項で、申し込み多数の場合、“抽選”の記述がありますが、抽選の有無は申込者には分かりませんので参加の可否が不明のため困られます。参加受付の可否について応募者への連絡は、いつどのようにされるのでしょうか。</p> <p>6)昼食休憩の時間は設けておりません…の記述がありますが、市役所に戻る時間が、13時30分頃なので、軽食される方はバスの中で可能ですので持参が必要の旨の記載があれば…。</p> <p>7)開催日の3月25日頃は、例年“菜種梅雨”と云われる雨の日が多い時期でもあり、傘の用意が必要。前日に堺市の天気予報の確認が必要。</p> <p>8)バス会社ならびに参加者の方々が、30分間ほどの時間延長が可能であれば、今回、堺市の臨海工業地帯に行かれるので、吹田市では中々見ることのできない風景が見れます。コスモ石油から少しだけ奥に足を延ばされたら、「今回の見学に参加して更に良かった」という方がおられるかも…。 ※市議会の建設環境常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 新着情報に公開いたしました。</p> <p>2)について 既に発出しているページのタイトルを変更することが困難なため、吹田市ホームページの新着情報に表示される見出しを「使用済み食用油からつくる航空燃料(SAF)の製造工場見学バスツアー実施」にいたします。</p> <p>3)について ページの仕様上、開催場所の項目に外部サイトのリンクを貼ることができないため、同ページ下部にコスモ石油堺製油所のホームページリンクを掲載いたしました。</p> <p>4)について 【当日の流れ】に工場見学の内訳について掲載いたしました。</p> <p>5)について 抽選となった場合、3月16日以降に申込者全員に結果を通知いたします。結果を通知する旨、掲載いたしました。</p> <p>6)について 昼食が必要であれば持参いただく旨、ホームページに掲載いたしました。</p> <p>7)について 当選者への案内で周知します。</p> <p>8)について 貴重な御意見として頂戴いたします。</p>	環境政策室	R8.3.5	R8.3.18

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	千里南公園における〇〇の集会	<p>本日、南公園で〇〇領事館主催?の〇〇文化交流行事がありました。</p> <p>騒音が酷くて、極めて不快でした。見に行くと、日本人はほとんどいなくて、ただ〇〇が大音量の音楽をかけて踊っているだけ。恐怖すら感じました。折角の休日に公園を占拠して、騒音垂れ流している。これも、何らかの政治活動でしょうか。</p> <p>管理者として、市は2度と許可しないで欲しい。</p> <p>本件、念のため公安調査庁、警察外事、防衛省にも、通報予定です。</p>	<p>千里南公園で実施されておりましたのは、国際交流を目的とした〇〇の文化や食を知ってもらうためのイベントとして申請があったものです。公園や遊園は幼児から高齢者まで幅広い年代の方が体を動かしたり、休養したり様々な利用をする場所です。ご意見いただきました内容にあります何らかの政治活動ではありませんが、大音量を流してのイベントは公園周辺にお住まいの方々や他の公園利用者の迷惑となるものですので申請者に対して指導いたします。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	公園みどり室	R8.3.9	R8.3.18
23	吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会12	<p>&gt;〇〇様からは、「(上記)市の回答は、回答になっていない」と御指摘を受けております。〇〇様の求めておられる「改善」と、市がお示しできる「改善」は異なっている</p> <p>「回答になっていない」という指摘と、「改善」の内容は関係ありません。</p> <p>なぜ「回答になっていない」という指摘が「改善」の相違になるのか、ご説明ください。</p> <p>私が「回答になっていない」と述べた箇所については、理由を示しております。その点についてどのようにお考えか、具体的にお示しください。</p> <p>&gt;〇〇様からの御質問や御要望に対し、現状、市が回答、御説明できる新たな内容はなく</p> <p>これまで指摘している事項(2月17日、1月19日、12月19日の各指摘及び人件費算定)については、いまだ回答を得ておりません。これらについての市の見解をお示しください。</p>	<p>〇〇様からの「回答になっていない」という指摘が、なぜ「改善」の相違になるのかですが、本市がこれまで〇〇様からの御質問に対して回答した内容は、地域自立支援協議会の運営の改善に関するものが主です。</p> <p>これら市の回答に対して、〇〇様からは「回答になっていない」という御指摘ですので、〇〇様と本市との間で、地域自立支援協議会の運営の改善の方向性についての、見解の相違があるものと認識しております。</p> <p>また、〇〇様が「回答になっていない」と述べた理由に対する、本市の見解を求めておられますが、〇〇様からの御質問や御要望に対し、市が回答、御説明できる新たな内容はありません。遺憾には存じますが、令和8年1月9日付けの9回目の回答にも「これ以上の回答はいたしかねます。」とお伝えさせていただいております。</p> <p>令和7年12月19日、令和8年1月19日、2月17日付けのお問い合わせにつきましては、すでに回答済みであり、それ以外の指摘事項につきましては、御意見として承らせていただいております。</p> <p>また、人件費選定につきましては、令和8年1月9日付けの回答のとおりです。</p> <p>ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R8.3.5	R8.3.19

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	移民について	<p>市内で外国籍住民が増えていることについて、いくつか懸念を感じております。</p> <p>まず、日本語でのコミュニケーションが難しい児童が公立小学校に在籍する場合、先生方がその対応に多くの時間や人員を割く必要が生じ、結果として日本語で授業を受ける児童の学習環境や教育の質に影響が出ていないか心配しています。日本人の子どもたちの学ぶ権利が十分に守られているのか、現状と対策について知りたいと考えています。</p> <p>また、外国人住民の急増によって地域の治安や生活環境に不安を感じている市民も少なくないと思います。今後これ以上の受け入れを拡大することについては、地域社会への影響を十分に考慮し、慎重に判断していただきたいです。</p> <p>さらに、不法滞在者については、法令に基づき速やかに適切な対応を行い、必要に応じて母国への送還を徹底していただきたいと考えています。</p> <p>加えて、出産育児一時金や児童手当など税金を財源とする公的支援についても、制度の趣旨や公平性の観点から、市民が納得できる形での運用や説明が必要ではないかと感じています。</p> <p>地域の安全と子どもたちの教育環境を守るため、市としての現状認識と今後の方針についてご説明いただければ幸いです。</p>	<p>子どもたちの学ぶ権利について 本市の現状については、日本語でのコミュニケーションが難しい児童生徒に対応する担任の負担を軽減するため、市内の日本語指導担当教員が各校を巡回し、対象児童生徒の日本語習得を目標とする日本語指導を行っております。 今後の対策といたしましては、学校にAI翻訳機を配備し、教員の負担を軽減することで、他の児童生徒も含む全員の学ぶ権利を保障してまいります。 (担当:学校教育室)</p> <p>外国人受け入れについて 外国人の出入国や在留に関する管理は、出入国在留管理庁が入管法に基づいて実施しているものです。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>出産育児一時金について 出産育児一時金の支給につきましては、健康保険法に基づく保険給付として、国民健康保険に加入されている方が出産したときに支給される制度であり、国籍の要件はございません。今後も法律に則った出産育児一時金の支給を実施してまいります。 (担当:国民健康保険課)</p> <p>児童手当について 児童手当の支給につきましては、児童手当法に則って実施しております。児童手当の受給資格者の要件は日本国内に住所を有する者と規定されています。国籍の要件はございません。今後も法律に則った児童手当の支給を実施してまいります。 (担当:子育て給付課)</p> <p>不法滞在者の対応につきましては、国に係る事案となりますので、匿名で総務省へ情報提供させていただきました。</p>	<p>学校教育室、文化スポーツ推進室、国民健康保険課、子育て給付課</p>	R8.3.9	R8.3.19
25	第9回北千里駅前再開発説明会の事前説明資料について	<p>今回の第9回北千里駅前再開発説明会ですが、事前に内容が分かる資料が公開されていないため、市民が十分に理解したうえで参加するのが難しいと感じました。 今後、説明資料や計画概要を吹田市のホームページなどで公開する予定はありますか？ もし公開していただければ、より多くの市民が内容を理解して意見を出せると思います。</p>	<p>今回のような説明会形式の意見交換会においては、当日に資料とともに口頭での補足などで詳しく説明させていただくことで、誤解を防ぎ、正確な理解につながると考えていることから、資料の事前公開は予定しておりませんでした。 いただきましたご意見を踏まえ、今後、説明資料の事前公開について検討させていただきます。なお、今回につきましては、当日配布の予定で直前まで資料の準備を行っていたこともあり、当日のお渡しとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	計画調整室	R8.3.13	R8.3.19

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	北千里駅前再開発説明会の資料公開について(再度のお願い)	<p>お世話になっております。</p> <p>先日、北千里駅前の再開発説明会に関する資料公開についてお問い合わせさせていただきましたが、現時点でホームページ等での公開が確認できておりません。</p> <p>説明会が近づいている中で、事前に内容を理解したうえで参加し、建設的な意見を出すためにも、説明資料や計画概要の事前公開は非常に重要だと感じております。</p> <p>また、現在本件については市民の関心も高まっており、私自身も署名活動を通じて多くの方から関心の声をいただいております。こうした状況を踏まえても、情報を広く共有していただくことは、市民参加の観点からも有意義であると考えます。</p> <p>つきましては、説明会で使用予定の資料や計画概要について、可能であれば早期に吹田市ホームページ等で公開していただくことは可能でしょうか。</p> <p>お忙しいところ恐れ入りますが、ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>今回のような説明会形式の意見交換会においては、当日に資料とともに口頭での補足などで詳しく説明させていただくことで、誤解を防ぎ、正確な理解につながると考えていることから、資料の事前公開は予定しておりませんでした。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、今後、説明資料の事前公開について検討させていただきます。なお、今回につきましては、当日配布の予定で直前まで資料の準備を行っていたこともあり、当日のお渡しとさせていただきますと思います。</p> <p>何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	計画調整室	R8.3.18	R8.3.19

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	C122-2。市HP「吹田市民病院第4期中期目標(案)に対する意見募集結果について」提言	<p>1) 標題について、吹田市岸部北1丁目の“協和会病院(許可病床数、301床)”が箕面市民病院と統合、閉院となることにより2月15日に投稿。回答を2月27日に頂いておりますが、2月25日に市HP(新着情報)に「包括外部監査結果報告書(吹田市民病院の出納その他の事務の執行について)」(監査期間は、令和7年4月1日から令和8年1月28日まで)が掲出されており、標題の「吹田市民病院第4期中期目標(案)」は、昨年(令和6年)11月26日にHPに掲載であることから、監査結果の内容は第4期中期目標に反映がされていないと考えます。</p> <p>・監査結果の内容で、吹田市民病院の財務状況について、「P4に吹田市民病院は単年度赤字を計上し、有利子負債約150億円、繰越欠損金約40億円超、純資産合計も約5億3800万円の赤字」の記載があります。「吹田市民病院第4期中期目標(案)」の第4 財務内容の改善に関する事項に目標についての記載がありますが、何か物足りなさを感じています。</p> <p>⇒添付画像。C122-2。令和7年度 包括外部監査結果報告書【概要版】2月25日に市HP</p> <p>⇒添付画像。C122-2。P4-外部監査のテーマの選定理由。財政状況</p> <p>2) 「吹田市民病院第4期中期目標(案)」は、外部監査結果内容を含めた内容を吹田市議会で審議をされるのでしょうか？</p> <p>・監査報告書のP45～P53の第5編 結果、意見のまとめに、【結果：15項目】結果：適法性(法令、条例、規則、規程、要綱、ガイドライン等)の観点から、改善の必要を認める事項。〇〇すべきである…の記述があります。</p> <p>【意見：42項目】意見：適法性の問題はないものの、経済性・効率性・有効性(いわゆる 3E)の観点から、改善の必要が認められる、あるいは、改善が期待される事項。〇〇すべきである…の記述があります。</p> <p>⇒添付画像。C122-2。P17-地方独立行政法人の目標管理。議会の議決</p> <p>⇒添付画像。C122-2。P52-結果、意見の内容(部分)</p> <p>3) 今回、投稿の“協和会病院(許可病床数、301床)”の閉院予定に加えて山田の“弘済院附属病院(90床)”が、来年(令和9年)に閉院を予定していることから非常災害発生時における危機管理マニュアル？の記載内容のチェックが必要と思いますので、健康まちづくり室は危機管理に2院の閉院についての情報提供は、されましたのでしょうか。</p> <p>⇒添付画像。C122-2。弘済院附属病院は、2027年に閉院を予定 ※市議会の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)2)について 市立吹田市民病院の中期目標は、同病院のあるべき将来像を示したものです。 包括外部監査による指摘事項に対しては、改善に向けた取組を進めており、引き続き同病院と連携しながら適切な是正措置を図ってまいります。 なお、同中期目標は、令和7年11月定例会に提案し、同年12月22日付けで承認を得ており、改めて審議に付す予定はございません。</p> <p>3)について 健康まちづくり室から危機管理室への当該病院の閉院に関する情報提供はしていません。</p>	健康まちづくり室	R8.3.9	R8.3.23

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	C127-「吹田市のインフルエンザ感染者数の広報の在り方」について提言	<p>標題について、吹田市地域保健課のインフルエンザHPの患者数の広報は、大阪府の感染症情報センターの吹田市が含まれる“豊能ブロック”の「定点あたりの患者報告数」のため、実情との乖離有り。吹田市だけの患者情報の広報が必要。</p> <p>⇒添付画像。C127-インフルエンザ。吹田市のHP。豊能ブロック ⇒添付画像。C127-インフルエンザ。大阪府のHP。豊能ブロック</p> <p>1)吹田市は、令和2年(2020年)4月1日、中核市に移行により、保健所業務が大阪府から吹田市に移管されており、吹田市の保健所が把握した患者数を大阪府に報告しており、吹田市の患者数を市HPで公表をされるべきと思います。</p> <p>・吹田市は隣接する中核市の連携を深めるために“NATs(西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市)”を提唱されていますが、西宮市・尼崎市・豊中市は既に各保健所で把握した患者数を市HPで公表されている事から吹田市でも公表が可能。</p> <p>・加えて北摂の中核市である高槻市でも、患者数を公表されています。</p> <p>⇒添付画像。C127-インフルエンザ。西宮市・尼崎市・豊中市・高槻市のHP</p> <p>2)吹田市が含まれる“豊能ブロック”は、北は能勢町から南の吹田市・豊中市という人口密度の異なる地域の平均値になる事により、吹田市の実情の感染者では有りません。豊中市の保健所の患者数を参考にする必要が有ります。</p> <p>・第7週(2/9~2/15)の「定点あたりの患者報告数」は、豊能ブロック:28.88人(注意報レベル)。豊中市:39.92人(警報レベル)であり、約10人余りの開きがあります。吹田市は豊中市と隣接しており、同様の感染状況と推測される警報レベルになります。⇒吹田市の第7週の定点あたりの患者報告数は何人でしたか？</p> <p>⇒画像。C127-豊中市-4枚組の右上。第7週の定点患者:39.92人(警報レベル)。</p>	<p>1について 市内定点医療機関の報告数では、医療機関の規模や診療内容により数値が偏ること、また患者の受診行動(受診しやすさや診療体制)に影響されることが予想されます。本市では、大阪府感染症情報センターによる二次医療圏ごとの定点報告数を公表することにより、地域全体の流行状況を適切に把握できるものと考えております。 (担当:地域保健課)</p> <p>2について 前述のとおり、本市では、大阪府感染症情報センターによる二次医療圏ごとの定点報告数を公表することにより、地域全体の流行状況を適切に把握できるものと考えており、市内定点医療機関からの報告数は公表しておりません。 (担当:地域保健課)</p> <p>3について インフルエンザ、食中毒その他の感染症において、感染拡大を防止するための学級閉鎖や臨時休業につきましては、実施当日に各学校からの報告に基づき、把握しております。また、適宜、大阪府を始め、関係機関からの感染症予防に関する通知などを、各校に情報提供することや、毎年度、インフルエンザ予防啓発ポスターを各校に配布するなどして、学校における感染症対策に活用するよう依頼しております。 (担当:保健給食室)</p> <p>4について インフルエンザに関する感染者情報については、保健給食室や保育幼稚園室等の庁内関係部署に、大阪府感染症情報センターが公表する最新情報を毎週還元しております。また、市民に対しては、流行状況に応じて、市HPのスライダーに掲載する等、注意喚起に努めています。 (担当:地域保健課)</p>	地域保健課、保健給食室、危機管理室	R8.3.12	R8.3.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>3)吹田市の小学校・中学校の臨時休業校(学級閉鎖)数。昨年12月:95校。今年1月:51校。今年2月:159校⇒小学校(132校)・中学校(27校)。※吹田市の小学校数:35校。中学校数:18校。            ・2月の小学校の臨時休業回数は、単純計算で、132校/35校数=3.8回/校・月。1日当たりの臨時休業校数は、2月の登校日が20日間。132校/20日間=6.6校/日。臨時休業期間は、4日間。個人的には、異常事態と思います。授業の遅れを取り戻すには、3月のみ。3月は学期末試験・卒業式・春休みがあり、児童・生徒そして先生方も大変。            ⇒教育委員会は、小学校・中学校の臨時休業校(学級閉鎖)数の把握は、いつ・どのようにされていますか。また感染予防の指示は、何を…どのようにされましたか。            4)1月～3月は、私立中学・高校・大学の受験時期。受験生は人生設計の中での受験。健康管理で万全の体調での受験が必要。            ⇒健康医療部 地域保健課は、学校教育部 保健給食室と連携をしてインフルエンザの感染者情報を市民・学校・幼保・高齢者施設・事業者への的確な情報をタイムリーな提供が必要と思います。            5)学校が臨時休業。また幼保・児童・生徒が罹患すると、共働き社会(一般的には75%)の中では、母親が急きょ診察同行や食事・生活面で職場に休暇願いが…。職場は交代要員の手配。看護師さんの交代は困難…の情報も。一人親の世帯もあります。            ⇒学校教育部 保健給食室は、学校の臨時休業について、箕面市のように市HP(新着情報)に掲出を行い、市民や事業者への協力を求められませんでしょうか。この件は、昨年12月22日に、【C-106-2】で投稿しております。            ⇒添付画像。C127-学級閉鎖。箕面市。寝屋川市のHP            6)吹田市は、“インフルエンザ等対策行動計画”が、策定されているとのことですが、上記の実情からは機能しているとは思えません。⇒ルール通り運用されているのか確認が必要。            7)吹田市は「安心 安全のまちづくり宣言」をされていますが、主管部の危機管理室は、上記の実情から市民の安心を衛る司令塔となる主管部は、どの部署になりますのでしょうか。危機管理室の見解をお願い致します。            ※後藤市長様が市議会で縦割り行政ではなく「横串の重要性」について発言をされていますので、秘書課長様に供覧願います。            ※市議会の文教市民常任委員長ならびに健康福祉常任委員長に供覧を願います。             ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>5について            臨時休業した学校を定期的に報告することで、市民を始めとする広範な関係者に情報提供することを目的としているため、市民や事業者へ協力を求めているものではありません。今後、他市の掲載内容を参考に、本市のホームページの内容がより充実するよう検討します。            (担当:保健給食室)</p> <p>6について            当該計画は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき策定しており、その対象は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとされています。そのため、季節性インフルエンザに関する対策は含まれておりません。            (担当:地域保健課)</p> <p>7について            個別の事務については、吹田市事務分掌条例等に基づき各担当部局の責任において対応するものとなります。            (担当:危機管理室)</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>			

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	「資源物の持ち去り禁止合同パトロール」に関連して	<p>「資源物の持ち去り禁止合同パトロール」を条例に指定されている資源物(吹田市の行政収集対象の缶、瓶、紙、布及び金属)対象に実施されるようになり、ありがとうございます。これは、今も持ち去りが多発している小型複雑ゴミや再生資源集団回収も対象に実施されているのでしょうか。もし、まだでしたら、市民の生活環境の改善目的で、実施される予定について教えて下さい。</p> <p>【質問背景】 資源物の持ち去り禁止に関しては、議会での長年にわたる質疑の末、先行している他市と同様の条例を設定され、「資源物の持ち去り禁止合同パトロール」を実施されるようになり、ありがとうございます。</p> <p>ところで、今も小型複雑ゴミの持ち去りが多発しています。さらに最近、吹田市から紹介された再生資源集団回収業者から、「再生資源が少なすぎる、持ち去りがあったのではないか。違法行為は警察に通報する旨のプレートを掲示して欲しい」との連絡までありました。</p>	<p>令和7年9月25日に回答しているとおり、小型複雑ゴミ等の金属を含むものは持ち去り禁止条例の対象物です。</p> <p>なお、再生資源集団回収については条例の対象とならないため各団体様でご対応をお願いします。</p>	事業課	R8.3.16	R8.3.26
30	市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォームの『送信された内容はお手元には残りません。』の必要性について	<p>メアドを記載したホームページから(〇部〇課)への問い合わせでは、確認メールで問い合わせ内容を記載したメールが届くが、この市民部 市民総務室 の送信フォームでは、『送信された内容はお手元には残りません。』と記載されている。</p> <p>然るに、実際は、他部署と類似した、吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.10xxが届いた。どうして、あえて、『送信された内容はお手元には残りません。』と記載して、市民に手間を取らせようとしているのか、理由を説明して下さい。</p> <p>また、『他の行政機関への個人情報の提供について』必須 は、他のホームページから(〇部〇課)への問い合わせではみかけない。過去に、具体的に直近提供された10件について、どのような『他の行政機関』に個人情報の提供をされたか、提供年月、行政機関名、部署名を列挙してお示し下さい。</p>	<p>メールアドレスの記載がない場合は、送信内容の控えが届かないため、「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」では、確認画面の印刷や入力内容の保存をお願いしておりました。</p> <p>メールアドレスを記載していただいている場合には、御指摘のとおり内容の控えがメールに届くようになっておりますので、フォームの説明文を修正いたしました。</p> <p>説明が不足しており、申し訳ありませんでした。</p> <p>他の行政機関宛てに、個人情報を含めて情報提供した直近の10件につきましては、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府 府民文化部 府政情報室 広報広聴課 4件 (令和8年3月16日、令和7年10月1日、令和7年9月24日、令和7年9月8日)</li> <li>・総務省 近畿管区行政評価局 総務行政相談部 行政相談課 1件 (令和8年1月13日)</li> <li>・吹田警察署 総務課 広聴相談係 5件 (令和8年3月4日、令和7年11月12日、令和7年10月22日、令和7年9月8日 2件)</li> </ul>	市民総務室	R8.3.16	R8.3.26

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	市民課での事務処理について(再度質問)	<p>先日(3月11日)お伺いしたことについて、3月16日に回答いただきました。 年度末の忙しい時期に早い対応ありがとうございます。</p> <p>いただいた回答について、数点疑問点がありますので再度お尋ねいたします。</p> <p>回答に「68年ぶりの最強吉日という3月5日に多数提出された婚姻届関連の対応などにより、結果として処理が全体的に大幅に遅れてしまった」とありますが、回答には「吹田市では1～2週間以内に処理を完了することとしており」とありますので、2月13日に吹田市に書類が届いているのですから、本来なら2月20日～2月27日には処理が終わっていないはずで、3月5日は、この本来処理が終わっていない日から更に1週間先の日付となるわけです。</p> <p>回答していただいた方は、この点について矛盾を感じずに回答されたのでしょうか？</p> <p>1回目の質問で、業務が怠慢ではないか？とお聞きしましたが、この回答からは、まさに怠慢であると感じます。 まず、この点について回答をお願いします。</p> <p>また、以下の点について具体的な回答をお願いします。 以前の回答にあった 1、「システム障害の影響」とはいつ(何月何日)障害が起き、どのような影響(何日くらいか？また、全国的なものなのか、吹田市限定的の障害だったのか？)があったのか教えてください。その障害を市民に知らせる事はされたのか？されたとすればその方法を教えてください。</p> <p>2、「68年ぶりの最強吉日で多数提出」されたとありますが、通常の日より何件くらい届出件数が多かったのか教えてください。</p> <p>3、また、毎年届出が多い日(例:1月1日や11月22日)と比べてはどうだったのか、また、その時は処理が終わるまでの日数は何日だったのか教えてください。</p> <p>4、今後どのように対応されるか具体的な考え(例:事情があり処理が遅くなる時はSNSやホームページなどで周知するなど。)はあるのか教えてください。</p> <p>今回のことについて、(システム障害で処理が遅れてしまった事が原因ならばやむを得ないと思いますが、それを知る術がなかったことは問題だと思います。)起こってしまったことより、今後このようなことが起きないようにどのような取組をされるのか、市としての考えをお答えください。</p>	<p>本件について申し上げますと、婚姻届の情報は2月13日に吹田市に届いております。その処理中である2月18日～2月22日に発生したシステム障害により戸籍事務全体に遅延が生じたため、同時期に届いた他の届出情報と同様に本来の期日である2月27日を過ぎても本件の処理を終えることができずにいたところ、繁忙日である3月5日を迎えてしまったことによりさらに処理が遅れてしまい、3月10日時点でも処理が完了していませんでした。</p> <p>システム障害の解消後は遅延の解消に注力いたしましたが、3月4日までに解消しきれなかった点は大きな反省点と認識しております。</p> <p>1)について システム障害は2月18日～2月22日の間発生いたしました。本障害は国のシステムの影響により全国的に生じたものであり、他市と同様に吹田市におきましても、受理した戸籍届のシステム入力できない、また他市で受理された戸籍届の情報が吹田市に届かないといった不具合が発生し、さらに職員がその対応に追われたことも重なり、戸籍事務が全体的に遅延したという影響がございました。 なお、窓口での受付や証明書の交付については問題なく行っていたこともあり、市民の方への周知は行っておりません。</p> <p>2)について 3月5日の届出件数は118件となっており、年間でみた場合の1日あたり届出件数は平均約24件であることから、通常の日約5倍の件数となります。</p> <p>3)について 令和7年11月22日の届出件数は60件で、処理完了までに最大で23日かかっております。 また令和8年1月1日の届出件数は37件で、処理完了までに最大で29日かかっております。</p> <p>4)について 良縁日とされる11月22日や、閉庁日となる年末年始期間の届出につきましては、通常より処理に時間を要することが予想されますことから、受付窓口等で処理完了の目安を記載した書類を配布しております。 またこれまでも窓口での受付や証明書の交付に支障のあるシステム障害等が発生した場合にはホームページやSNSでお知らせしておりましたが、今後は処理の遅延につながるようなシステム障害等につきましても同様の対応を検討いたします。</p> <p>本件につきましては、システム障害の解消後に遅延を解消するための取組が不十分であったと認識しております。遅延を解消できないうちに繁忙日を迎えることのないような業務運用を行うとともに、遅延が続く場合はホームページ等でお知らせすることも検討いたします。</p>	市民課	R8.3.19	R8.3.26

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	除籍謄本の取得について	<p>いつもお疲れ様です。 表題の件でお聞かせください。 2月下旬に身内に不幸があり、様々な手続きに必要である「除籍謄本」の取得を3月に入ってから申請いたしました。 故人の本籍は淀川区にあります。申請したところ淀川区での登録がまだ済んでいないとのことでした。出来るだけ早く取得したかったため、淀川区に進捗を確認したところ、吹田市での登録がまだとのことでした。 昨日、あらためて申請に行ったところ、窓口で対応された職員の方から「戸籍を辿っていかないといけないので、発行には2週間ほどかかります」と言われました。 1.2月下旬に死亡届を提出しているのに、3月中旬になっても処理がされていない 2.吹田市での登録が終わっていないのに、淀川区での登録が終わっていないと言われた 3.一回目に申請に行ったときは「すぐに発行できる」と言われたが、二回目に申請に行ったら戸籍をたどるのに2週間かかるので呼び出し番号のカードを一度持ち帰ってほしいと言われた 4.そもそも戸籍をたどるとは？ 5.後期高齢者保険についての手続きはすでに終わっているのに、戸籍についての処理がどうしてそんなに時間がかかるのか？ 以上5点について、ご確認をいただきたいと思います。 この点での改善策として、マイナンバーカードを利用したワンストップでの処理・書類発行が可能となるように希望します。核家族化が進んでいる現在で、市役所での手続きに加え、年金や金融機関での手続きもあり、法要の準備もありと残されたものは本当に疲弊します。 大胆な改革になるのは従順承知しておりますが、こういう処理もマイナンバーカードの仕組みがあれば出来ると思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>1)について 繁忙期につき、処理が遅れた旨を説明の上、謝罪しました。</p> <p>2)について 案内の誤りであることを謝罪しました。</p> <p>3)について 1回目は1種類の戸籍の請求であるため即日発行できる旨の案内をしましたが、2回目は数種類の戸籍を辿って発行する必要がある請求であったため、案内の時間に差が生まれた旨を説明しました。</p> <p>4)について 出生から現在までの間に存在している複数の戸籍を、辿って探すことを指している旨を説明しました。</p> <p>5)について 改めて、繁忙期につき処理が遅れた旨を説明の上、謝罪しました。</p>	市民課	R8.3.24	R8.3.26
33	C128-「令和8年4月1日から離婚届の様式が変わります」の周知が必要	<p>標題について、民法の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)が令和6年5月24日に公布され、令和8年4月1日より施行されます。北摂の他市では3月13日にHPに掲載。吹田市も周知が必要と思います。 ⇒添付画像。C128-離婚届の様式が変わります。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>御指摘いただきました離婚届の様式変更に関する周知についてですが、令和8年3月25日に市ホームページ上に変更後の新様式を掲載しております。</p> <p><a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018371/1006657.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018371/1006657.html</a></p> <p>この度は御意見をいただき、ありがとうございました。引き続き、市民の皆さまへ周知が必要な事項について、市ホームページへの掲載等による周知に努めてまいります。</p>	市民課	R8.3.24	R8.3.26

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	C120-2。市HPの「第51回衆議院議員総選挙の開票結果の誤記の訂正(落選⇒当選)が必要…他」について	<p>標題について、2月8日に選挙が行われ、2月12日に市HPに開票結果が掲載され、2月13日に投稿。3月2日に回答を頂きましたが、現状はそのままです。加えて小選挙区の得票数について誤記(入力ミス?・合計の計算ミス・転記ミス)が有り…での投稿他。</p> <p>1) 標題について、2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、小選挙区(大阪府第7区)の立候補者の、〇〇氏と〇〇氏の2名が“落選”の表記がされていますが比例代表で“当選”をされており、3月2日の選挙管理委員会の回答は、「当落欄の結果につきましては、小選挙区(大阪府第7区)の結果を表示しているものです。」                      ⇒現状のままにされるのであれば、欄外に「〇〇氏と〇〇氏の2名は、比例区で“当選されています”」の表記が必要と考えます。                      ※お二人に対して大変、失礼であり、また市民(特に投票をされた方)には、誤解を与えないような記述をされるべきと思います。</p> <p>2) 市HPの開票結果のサイトの小選挙区の吹田市の得票数計について、“188,647票”ですが、私の合計数は、“188,467票”になります。⇒確認の上、訂正されたし。                      ・摂津市の得票数計について、“33,892票”ですが、私の合計数は、“36,963票”になります。⇒確認の上、訂正されたし。                      ⇒添付画像。C120-2。小選挙区の得票数の間違い。吹田市と摂津市。比例代表結果は、(大阪府のサイト)を参照</p> <p>3) [前回投稿内容]: 2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、投票総数、有効投票数、無効投票数、持帰り票数、不受理票数などの記載が有りません。また欄外の“得票率”についての説明文は、無用と思います。                      ・選挙管理委員会の回答は、「御覧になる皆様に解り易いものとなるよう努めているところでございます。」                      ⇒「解り易いものとなるよう…」の記述がありますが、北摂の7市と3町の中で、記載が無いのは、吹田市と高槻市と能勢町のみです。私が知りたい情報でもあり、他の多くの自治体でも市民のニーズに基づいて記載されていると思います。</p>	<p>前回頂戴いたしました御意見への回答と重複する部分ではございますが、本市ホームページへの記事掲載にあたりましては、御覧になる皆様に解り易いものとなるよう努めているところでございます。                      今回も多岐にわたり貴重な御意見を頂戴いただきましたが、今後も引き続き頂戴いたしました御意見や他市の掲載記事や掲載方法も参考にしながら、より解り易い記事となるよう図ってまいりますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。                      多岐にわたる御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。</p>	選挙管理委員会事務局	R8.3.16	R8.3.30

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・市の今回の投票案内のHPには、「選挙の主役はあなたです」「大切な一票です」の記述があります。また今年18歳になり新たに選挙権を有した方、今回の選挙では若い方の投票が増えた…の報道もあり、選挙そして投票の仕組みを知って頂き、また関心を持って頂くためにも必要なことだと思いますので、記載を再度要望します。</p> <p>・吹田市の某経営者の方から、「吹田市の言うことは、“間違っていないが、正しくない。留意されたし”」の言葉を聞いております。</p> <p>・欄外の“得票率”についての説明文は、“得票率”についての記載が無いことから、無用です。誤解を招きますので削除されたし。</p> <p>⇒添付画像。C120-2。開票内訳。豊中市と摂津市の例</p> <p>⇒添付画像。C120-2。市HP-衆議院議員総選挙投票案内。大切な一票です</p> <p>4)市HPの開票結果のサイトの比例区の項には、吹田市の得票数の表・データについての記載が無く、大阪府の選挙結果の概要のリンクを見て下さい…になっています。</p> <p>⇒画像。C120-2。小選挙区得票数の間違い。。吹田市と摂津市。比例代表結果(大阪府のサイト)の下部を参照</p> <p>※吹田市が投開票の業務を取り仕切っておられることから、吹田市の選挙管理委員会は、吹田市での開票結果の掲載は責務と思います。【私見】:文書管理者としての“原本”は吹田市が作成・公開すべきと思います。大阪府のサイトは“副本”と考えます。北摂7市と3町の内、記載が無いのは吹田市のみです。⇒速やかに記載の上、市HPにて公開を願います。</p> <p>5)吹田市の開票結果のHPを検索するに際して、市HPの検索で“衆議院選挙”を入力しましたが、ヒットしませんでした。⇒北摂の9つの自治体は、全てヒットしました。⇒吹田市HPで“選挙”でヒットしましたが、市民の方には分かりにくいと思いますので、要因を確認されたら…。</p> <p>⇒添付画像。C120-2。衆議院選挙の吹田市のサイト検索。“衆議院選挙”でヒットせず</p> <p>6)今回の回答に際して、メールのタイトルは、「市政に対するご意見・ご要望について」ではなく、投稿時の件名の記載を願います。加えて、市の他の部署のように、“文責者”の記名を願います。</p> <p>7)小選挙区得票数の間違いに関して、各メディアの方々が、吹田市のデータの取り込みの状況は、分かりませんが吹田市の記者クラブへの説明の要否について西宮市のように検討が必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。C120-2。2月20日衆議院議員総選挙等の開票結果の不一致調査報告について。西宮市</p> <p>⇒添付画像。C120-2。2月20日衆議院議員総選挙等の開票結果の不一致調査報告について。記者クラブ宛て(部分)</p> <p>※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35	公園のトイレを子連れ、子どもにも優しく	末広公園のトイレがかなり古く、和式トイレ、立ちトイレで周りからも丸見えです。 小さい子連れの場合オムツを変える場所がないのと、幼稚園ぐらいの子だと子ども1人でトイレをするのも困難です。 改善希望です。	本市では公園便所基本計画に基づき、老朽化したトイレやバリアフリー基準を満たさないトイレにつきまして、計画的に更新を進めております。 末広公園のトイレは、令和8年度の更新工事に向けて設計を進めており、多機能トイレや便器の洋式化等を加味した新しいトイレとなる予定です。乳幼児用おむつ交換台やキッズトイレ等につきましては、規模の大きな主要公園や避難地指定公園については、検討を行い設置しているトイレもございますが、現在のところ、末広公園を含むその他のトイレで設置は考えておりません。 以上、御不便をおかけしておりますが、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.3.23	R8.3.31
36	市立学校の修学旅行等における業者・団体・宿泊先の選定について	ニュースになっている通り、〇〇高校の修学旅行で事故が起きました。 事故原因・市民団体・保険の有無・保護者への事前説明の有無など、現在調査中とのことですが、思想の強い団体であったとのことで、小学生の子を持つ親として吹田市は大丈夫だろうかと心配するようになりました。 修学旅行だけではなく林間体験や遠足等でも、様々な施設や団体と関わることがありますが、それがどのような団体(法人・市民団体・ボランティア等)で、どのような理由で選定され、事故等の際はどこに責任が行くのか、また怪我等が生じた場合の保険はどうなるのかなど、一般の保護者にはどこまで情報を事前に開示していただけるのでしょうか。 〇〇高校の場合では、当日の乗船が保険外であったこと、過激な思想を持った団体であること、教職員が船に同乗していなかったことも問題になっています。 今回の件に関連し、宿泊がホテルではなく民泊・民宿泊だったことで非常に不快な思いをしたという情報も流れています。吹田市立の小中学校における宿泊を伴う行事において、民泊・民宿泊を利用する場合の学校側の管理方法や食事内容、睡眠・入浴時等のプライバシーの管理などが事前に分かなければ大切な子供を任せることができません。 今回の問い合わせで、各学校の行事を全て明らかにすることは無理だと思うので、どこまでが学校長の判断なのか、吹田市として内容を指導することができるのか、保険や教職員の管理体制に一律の決まりがあるのか、また今回の事故により行事の見直しや宿泊先の選定の管理を強固する予定があるのかお教えてください。	市内小中学校における修学旅行や林間学習等の宿泊を伴う行事は、教育課程の一環として実施されており、具体的な行程内容、訪問先、宿泊先、体験活動の内容等については、各学校の実情や教育的効果等を踏まえ、校長の責任のもと決定されております。 旅行者や利用する施設、体験活動の選定にあたっては、各学校において教育的意義や安全面、受入体制、実績等を総合的に考慮し検討をしておりますが、その具体的な選定過程や判断については、各学校に委ねられております。 また、宿泊を伴う行事において事故やけが等が発生した場合には、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度及び学校旅行保険の対象となる場合がありますが、適用の可否や範囲については、事案の状況を確認したうえで判断されるものです。 保護者への説明につきましては、各学校において、行程内容や体験活動の概要、宿泊形態(民泊を含む)等について、事前説明会等により周知が図られているものと認識しておりますが、その具体的な説明内容や範囲については、各学校の判断によるものです。 なお、民泊や民宿を利用する場合の具体的な対応につきましては、受入先の状況確認や生活面に関する配慮事項の整理、緊急時の連絡体制の確保等を含め、各学校において計画・実施されるものであり、本市教育委員会として一律に詳細を定めているものではありません。 本市教育委員会といたしましては、各学校に対し、児童生徒の安全確保が適切に図られるよう、指導・助言を行っておりますが、ご指摘のような事案を踏まえ、旅行者や利用する施設、体験活動の選定、引率体制、緊急時対応等について、より一層慎重な検討を行うよう指導・助言してまいります。 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。	学校教育室	R8.3.23	R8.3.31

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	C129-市民に「eLTAXや地方税共同機構を装ったメールに注意喚起」の周知が必要	<p>1) 標題について、3月14日から迷惑メールが4件有りました。これについて池田市課税課では、HPで3月17日注意喚起がされており、またYahooニュースでも3月18日に。加えて地方税共同機構は、既に1月5日に注意喚起をされている事から吹田市においても市民が詐欺被害に逢わないように周知が必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。C129-eLTAX受信メール-4件。市職員の中にも受信されているものと推測されます。</p> <p>⇒添付画像。C129-eLTAX。池田市HPの注意喚起。</p> <p>⇒添付画像。C129-eLTAX。Yahooニュースの注意喚起。</p> <p>⇒添付画像。C129-eLTAX。地方税共同機構HPの注意喚起。</p> <p>⇒添付画像。C129-大阪府内の特殊詐欺認知件数と被害額の推移。増加(大阪府警のHP)</p> <p>2) 本件とは異なりますが、市民部市民総務室は、3月13日に特殊詐欺に注意のサイトを更新されていますが、市HPの新着情報に掲載されていません。⇒これでは、市民への注意喚起を本気でされているのでしょうか？</p> <p>※特殊詐欺発生状況。吹田市-令和6年、131件。吹田市-令和7年、154件。大阪府は今年の集計は2月にHPで公表。</p> <p>加えて吹田市は、2023年6月9日に吹田警察署と「吹田市民を犯罪から守るための連携協定」を締結されていることから適格な情報をタイムリーに市民に提供が必要。</p> <p>⇒添付画像。C129-市民総務室は、3月13日に特殊詐欺に注意のサイト。新着に無し。</p> <p>※市議会の財政総務会委員長ならびに文教市民常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>平素は本市税務行政に御協力いただきありがとうございます。また、本件、情報提供くださりありがとうございます。ホームページに新着のお知らせとして掲載いたしました。</p> <p>ホームページのURLは以下のとおりです。</p> <p><a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018404/1018405/1043609.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018404/1018405/1043609.html</a></p> <p>(担当:市民税課)</p> <p>「特殊詐欺に注意!」のページで3月13日に更新を行いましたのは、ページ内の外部リンク先が現在使用されていないため、外部リンクを削除するメンテナンスを行ったものです。新しい情報を発信するものではないため、新着情報に掲載していません。御意見のとおり特殊詐欺等の被害が増加していることは認識しており、最新の情報を広く提供することに努めております。</p> <p>(担当:市民総務室)</p>	市民税課、市民総務室	R8.3.24	R8.3.31